



No. 150

平成 12 年 10 月 12 日  
編集：千代田区議会広報委員会  
発行：千代田区議会  
〒102-8688 千代田区九段南1-6-11  
☎3264-0151 内線 3315

区民集会特集号

<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp>  
\*この区議会だよりは、千代田区ホームページでもご覧になれます。どうぞ、ご利用ください。

# 固定資産税・相続税の大幅軽減を求める 都心6区区民大会

～21世紀も住み働き続けたい私たちのまちに 実現しようみんなの願い～



平成12年10月20日(金) 午後2時～4時 会場：九段会館大ホール(開場午後1時)

主催：千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区 / 連合町会等(住民組織)・区議会

## 都心6区区民大会を開催

会場一体型のパネルディスカッションを実施!

固定資産税・相続税の大幅軽減を求める

連合町会と区議会は、これまで固定資産税・相続税の負担軽減の実現に向けて、さまざまな活動を行ってきました。今年も昨年に引き続き、都心6区区民大会(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区)を10月20日(金)に開催します。

この大会は、「21世紀も住み働き続けたい私たちのまちに 実現しようみんなの願い」をスローガんに、都心6区区民が一体となり、大蔵大臣をはじめ、自治大臣、東京都知事、東京都議会議長等へ固定資産税・相続税の大幅軽減を強く求めていくものです。開場は、午後1時からです。当日は、参加者のみなさんからもご意見をお聞きする、会場一体型のパネルディスカッションも行いますので、区民のみなさん多数のご参加をお待ちしています。

### 大会内容

開会  
主催者代表挨拶  
会場一体型パネルディスカッション  
「コーディネーター」  
税理士・中小企業診断士 飯塚 美幸氏  
「パネラー」6区の区民の代表(6名)  
大会決議文・大会宣言・陳情書の採択  
陳情書の選出  
陳情書の提出  
閉会

### 大会会場案内図



地下鉄東西線・新宿線・半蔵門線九段下駅(4番出口)から徒歩1分、JR飯田橋駅から徒歩10分

千代田区ホームページアドレス  
http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

# 21世紀も住み働き続けたい 私たちのまぶらに 実現しようみんなの願い

地価が下落しているとはいえ、依然として高い水準にある都心区では、固定資産税や相続税の負担が重く、長引く景気の低迷とも相まって、区民の定住や事業継続の障害となっています。

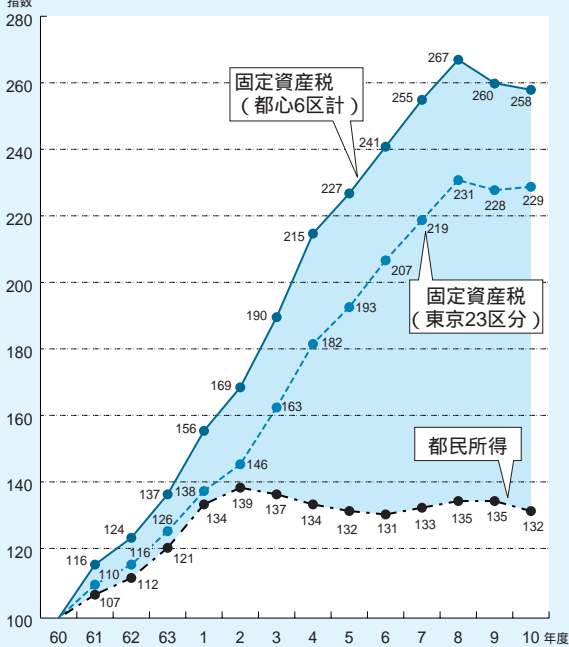
固定資産税については、平成6年度に評価額が地価公示価格の7割に引き上げられたことから、地価動向とは反対に税額が毎年増加しました。平成12年度の評価替えにおいて、一定の改善がなされましたが、生活する上で負担可能な水準からは大きくかけ離れたままとなっています。

また、相続税については、平成6年及び11年に小規模宅地に係る軽減措置の拡充が行われたものの、いまだ抜本的な改正はなされておらず、重い税負担であることには変わりはありません。

そこで、固定資産税と相続税の過重な負担にあえ、私たち都心6区の区民が一体となって、21世紀も住み働き続けられるまちにするため、両税の大幅な軽減を国や東京都等に対して強く要望してまいります。



### 固定資産税と都民所得の推移



## 固定資産税について

- 1 固定資産税の性格を踏まえ、土地に対する評価額を地価公示価格の7割から、住み働き続けることが可能な3割以下の水準まで引き下げる。**  
現行の土地に対する評価額は、地価公示価格の7割程度とされているため、都心部では通常の土地利用では払いきれないほど重い負担となっています。固定資産税は、保有の継続を前提として毎年継続的に課税されるもので、評価方法の抜本的改正を求めるとともに、実現されるまでの間の緊急措置として、居住・事業の継続が可能な実質的平均評価割合である3割以下の水準に引き下げるよう求めます。
- 2 基準年度以外の年度であっても、地価の下落がみられる場合には、その下落分を反映した価格を新たな評価額とする抜本的な改正を行うこと。**  
大都市を中心とした地価の下落に対応するため、平成13年度及び平成14年度においてさらに地価の下落傾向が見られる場合には、価格の修正ができる特例措置が講じられました。しかしながら、現行法上では基準年度以外の年は評価額の据置きが原則であり、毎年の地価下落を評価に反映することを原則とする抜本的見直しを求めます。
- 3 小規模住宅用地の課税標準特例措置を拡充し、小規模非住宅用地に課税標準特例措置を創設する。**  
居住に最低限必要な小規模住宅用地について、課税標準特例措置を拡充し、事業に最低必要な小規模非住宅用地についても、課税標準特例措置を創設し、課税標準を圧縮するよう求めます。
- 4 標準税率方式を廃止し、課税団体が地域の実情等を勘案して、制限税率の範囲内で税率を定める方式に改めること。**  
課税団体が、その地域の実情・経済状況を勘案しながら、制限税率の範囲内で、独自に税負担を調整できる方式の採用を求めます。
- 5 都心居住の実態を勘案し、住宅用地に対する課税標準特例措置の適用基準(居住部分割合基準)を緩和すること。**  
都心では、家屋の高層化に伴い、下層階を事業用に、上層階を居住用に供するケースが多く、その場合居住部分割合が1/4未満になり、課税標準の特例が不適用になる場合も多く、居住者にとって多大な負担となっています。現行基準では、都心区の居住推進施策として住宅の中高層化を目指す際の障害となりがねず、適用基準の緩和を求めます。

- 6 都心部における低廉で良質な賃貸住宅の建設を促進するため、中高層賃貸住宅に係る税額を減額すること。**  
都心部における賃貸住宅の建設を促進するため、中高層賃貸住宅に係る税額から、最初の5年間は1/4を、その後5年間は1/2を減額するよう求めます。

- 7 土地の適正な資産評価を具現化するため、公的土地区画整理の評価基準を法令によって統一し、土地の収益価格を重視した収益還元法による評価方法を速やかに導入すること。**  
現在、土地の評価は各税目で個別に行われており、非効率なだけでなく、地価公示価格、基準地価格とともに、同一の資産について、多数の評価がなされ、社会的混乱を招いています。公的土地区画整理に関する統一した評価基準を法令により定め、地価公示価格水準に統一した評価額を算出し、これを基礎に各税目の課税標準を設定する方式に改めるよう求めます。

- 8 都市計画税について、都独自で行っている減税を継続すること。**  
東京都は、小規模住宅用地に対する都市計画税を条例により平成12年度も引き続き1/2に軽減しています。都心居住推進の観点から今後も継続するよう求めます。

## 相続税について

- 1 居住・事業の継続に最低限必要な小規模宅地等は非課税とする。**  
小規模宅地等については、評価減制度があるものの、都心区では、もともと評価額が非常に高く、評価減制度では、効果ある負担軽減になりません。せめて、居住・事業の継続に最低限必要な小規模宅地等は非課税とするよう求めます。
- 2 小規模宅地等の非課税化が実現するまでの間、居住・事業の継続を条件に納税猶予制度を創設すること。**  
現行制度では、農業の継続については、その保護のため、納税猶予が認められているにもかかわらず、居住・事業の継続については認められていません。わが国の産業構造上、中小企業が日本経済の発展に果たす役割は非常に大きく、居住・事業の継続にも納税猶予制度を認めるよう求めます。

- 3 都心において、中小企業の円滑な事業承継を確保するため、取引相場のない株式の評価方法を改善すること。**  
都心において、中小企業の円滑な事業承継を確保するため、(事業用のため、一般の土地と違い処分性が著しく制約されている)株式の評価にあたっては、法人所有事業用地等の評価についても、個人所有宅地の相続に認められている評価減特例制度に準じた制度を導入すること、清算価値ではなく事業継続を前提とした評価を行うこと、株式の換金の困難性をさらに考慮した調整を行うこと等を求めます。

- 4 土地の適正な資産評価を具現化するため、公的土地区画整理の評価基準を法令によって統一し、土地の収益価格を重視した収益還元法による評価方法を速やかに導入すること。**  
現在、土地の評価は各税目で個別に行われており、非効率なだけでなく、地価公示価格、基準地価格とともに、同一の資産について多数の評価がなされ、社会的混乱を招いています。公的土地区画整理に関する統一した評価基準を法令により定め、地価公示価格水準に統一した評価額を算出し、これを基礎に各税目の課税標準を設定する方式に改めるよう求めます。また、統一した評価基準の設定に当たっては、投機的要素を排除した適正な土地評価を行うため、土地の収益価格を重視した収益還元法による評価方法を速やかに導入されるよう求めます。

- 5 大幅な税率の引き下げ及び基礎控除の引き上げを行うこと。**  
わが国の相続税率は、諸外国と比較し高率だけでなく、平成11年に個人の所得税と住民税を合わせた課税の最高税率が65%から50%に引き下げられたことから突出した税率となっている。

高額な相続税の負担は、都心区における中小企業の円滑な事業承継や居住継続の大きな障害要因となっており、大幅な税率の引き下げと基礎控除の引き上げを求めます。

## ちよだ区議会だよりは150号を迎えました

ちよだ区議会だよりは昭和43年11月20日の創刊以来この号で通算150号となりました。これからも、親しまれる区議会だよりをめざして、区議会の活動等を正確に、わかりやすくみなさんにお伝えしていきたいと考えています。ご意見、ご要望がありましたら、お寄せください。

広報委員会委員一同